

請願文書表

受理番号	7-8	受理年月日	7.11.25	付託委員会	総務常任委員会
請願者の住所及び氏名	岡田 計男 嶋路 裕子 亀井 成美 日下 勤 中林 富恵 西 和代 滝澤 松代 萩尾 八重子 湯川 佳鶴子 開沼 恭子 藤元 清				
件名	包括的民間委託について徹底したモニタリング体制を求める請願				
要旨	来年4月から実施される、水道の包括的民間委託でのモニタリングについて、市が責任を持って主体的に監視し、市民に確実に情報が公開される体制を実現してください。				

1、請願の趣旨

来年4月から実施される、水道の包括的民間委託でのモニタリングについて、市が責任を持って主体的包括的に監視し、市民に確実に情報が公開される体制を実現してください。

2、請願の理由

この夏、城陽の安全でおいしい地下水を利用した市民の水道を守る会が出た、公開質問に対し公営企業管理者は次のように回答しています。

「市によるモニタリングは（略）受託事業者によるセルフモニタリング実施報告書を受け、書面・会議・現地確認により行います。

①人員については今後決定していくことになります。

②チェック体制については（略）遂行状況をセルフモニタリング実施報告書として取りまとめ（略）市が確認を行います。

③チェック内容・項目については、受託事業者が対象業務ごとに業務計画書を作成し、それに基づいて具体的なチェック内容・項目を今後整理していくことになります。

モニタリング調査については、年1回公表していきます。」

モニタリングつまり、業務についてのチェックをするのは受託事業者自身による自己採点です。市は受託事業者が自分でしたチェックを後から確認するだけです。しかも、その内容を決めるのも受託事業者自身ですが、それで市が自ら責任を持って受託業者の事業実施状況を監督すると言えるでしょうか。

また書面・会議体・現地確認による市のモニタリングですが、「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業要求水準書」によると、書面は受託事業者が作成する計画書とセルフモニタリングの報告書。会議体は市の職員と受託事業者の従事者による定期のもの。現地確認は必要に応じて随時とのことのようです。例えば、ここをもっと確実なものにしてはどうでしょうか。

業務計画内容、報告内容については市が策定し、定期の会議体には市民も参加できるようにし、現地確認は抜き打ちで行うなど考えられます。また、モニタリング結果も年一回の公表ではなく、日次月次報告については随時HPで公開してもいいはずです。

さらに、市と受託事業者を入れない第三者による客観的で専門的な検証機関の設置も求められるべきと考えます。

すでに契約済みの事ではありますが、要求水準書の添付資料1-7に「モニタリングの基本方針の変更について。実施方法について提案がある

場合は、双方で業務実施に与える内容について協議し、本方針を変更することができる。」とありますので変更は可能です。

私たちは状況が全て公開される透明性と、事業運営が適正である事を確認できる客観性を求めていきます。常に市民の求めに応じた情報公開がされる事を望みます。